

京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター解析受託利用負担金等内規

(平成 26 年 3 月 27 日 医学教授会制定)

(平成 26 年 6 月 12 日 医学教授会改訂)

(平成 28 年 6 月 9 日 医学教授会改訂)

(平成 29 年 9 月 14 日 医学教授会改訂)

(平成 30 年 3 月 22 日 医学教授会改訂)

(平成 31 年 3 月 14 日 医学教授会改訂)

(令和元年 9 月 12 日 医学教授会改訂)

第 1 条 京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（サポートセンター）内規第 8 条の規定に基づき京都大学大学院医学研究科医学研究支援センター（以下「センター」という。）において受託する解析に係る利用負担金等については、この内規の定めるところによる。

第 2 条 センターに解析を委託できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) その他センター長が認めた者

第 3 条 センターにおいて受託する解析は、生命科学研究に利用する解析とする。

第 4 条 センターにおいて受託する解析は、次の各号に掲げる室（以下「各室」という。）において行う。

- (1) 遺伝情報解析室
- (2) 質量分析室
- (3) マウス行動解析室
- (4) 小動物MRI室
- (5) 合成展開支援室

第 5 条 解析を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、各室の長（以下「各室長」という。）に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

第 6 条 委託者は、解析が完了後、別表に定める利用負担金を負担しなければならない。ただし、センターが行う事業においてセンター長が特に認めた場合はこの限りでない。

第 7 条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については予算振替によるものとする。
- (2) 受託研究費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
- (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
- (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められ

た期日までに、指定口座に振込むものとする。

- 2 前項に規定する負担方法により難いとセンター長が特に認めた場合は、センター長が負担方法を別に定めることができる。

第8条 センターは、解析終了後速やかに解析結果を委託者に返却する。なお、返却方法や解析終了後の試料の取り扱いは各室長が別に定める。

第9条 センターは、不可抗力の事由によって生じた試料の損害に対しては、一切の責任を負わない。

第10条 この内規に定めるもののほか、解析の受託に必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和元年10月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この内規の施行の日前に第4条第3号に掲げる室において第5条に掲げる承認を受けた解析の受託については、なお従前の例によることができる。